

**小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
重要事項説明書**

<令和 6 年 10 月 1 日現在>

1 事業の概要

(1)事業所の概要

事業所名	ふくし生協小規模多機能ほぼしら
所在地	北九州市八幡東区尾倉1丁目14-25
事業所番号	4090600141
管理者の氏名	密本 静恵
電話番号	093-663-0106
FAX番号	093-663-0107

(2)提供できるサービスの地域と種類

サービスの種類	小規模多機能型居宅介護
	介護予防小規模多機能型居宅介護
第三者による評価	運営推進会議で、毎年1回実施し、結果の開示を行っています
サービス提供地域	北九州市八幡東区・八幡西区・小倉北区(離島を除く)・戸畑区

*上記地域以外のご相談もお受けしております。

☆利用者は原則的に北九州市の被保険者に限ります

(3)事業所の職員体制

職種	職務の内容	常勤		非常勤		合計
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	業務の一元的な管理		1名			1名
介護支援専門員	居宅介護サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画等の作成並びに給付管理		1名			1名
介護職員	介護業務	7名	2名	6名		15名
看護職員	看護業務		0名	1名		1名

(4)サービス提供の時間帯

本事業は営業日を365日と想定していることから、休業日は設定しておりません。また24時間体制で運営しています。また各サービス(通いサービス、訪問サービス、泊まりサービス)においても基準となる営業時間は設けていますが、小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画(以下、「介護計画等」という。)に基づき利用者のニーズ等による臨機適切でのサービスを行います。

通いサービス

	営業時間帯
平日	9:00~16:00
土日祝日	9:00~16:00

※ サービス提供時間には、送迎に要する時間は含みません。

訪問サービス

	営業時間帯
平日	24時間
土日祝日	24時間

※サービスは介護計画等に基づき臨機適切に行います。

泊まりサービス

	営業時間帯
平日	16:00~9:00まで
土日祝日	16:00~9:00まで

※ 時間は目安であり、介護計画等や利用者ニーズにより臨機適切に対応します。

定員

登録定員	29名
通いサービス利用定員	18名
宿泊サービス利用定員	9名

2 事業の目的と運営方針等

(1)事業の目的

要介護者及び要支援者について、通いサービス、訪問サービス、泊まりサービスを組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話又は支援及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ利用者の居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

(2)運営方針

- 1 本事業は、利用者が要介護状態又は要支援状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活が営むことができるように配慮して行います。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護目標と計画を作成し、日常生活の助長に積極的に援助します。
- 3 本事業の運営に当たっては、地域社会、行政機関(保険者)、居宅介護サービス事業者、保健医療サービス提供者、その他関係機関と緊密な連携を図り、在宅高齢者の福祉の向上に積極的に寄与します。

3 サービスの内容

(1)介護計画等の作成、変更

(2)介護計画等に基づき、通い、訪問及び泊まりの形態を組み合わせて行う次のサービス、

- ① 食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話又は支援
- ② 機能訓練

4 利用料

(1)お支払いいただく利用料は、別紙料金表のとおりです。

- ①介護保険給付対象サービスについては、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- ② 介護保険給付対象外サービスについては、全額(10割)をお支払いいただきます。
- ③ 保険料の滞納などにより、サービス費の各利用者の負担割合に応じた利用者負担額で利用できなくなる場合は、一旦サービス費全額をお支払いいただき、後日、保険者から保険給付分の払い戻しを受ける手続きが必要となります。

(2) 次の各号に定める費用については、別途料金表のとおり料金をお支払いいただきます。

- ① 宿泊代
- ② 食事代
- ③ おむつ代
- ④ 前各号に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用

(3)利用料は、当月の請求書に明細を付して、翌月10日までに請求し、1ヶ月以内に次の何れかの方法によりお支払いいただきます。

- 自動口座引き落とし
- 現金払い
- 金融機関振込 ※ 手数料は、利用者の負担となります。

銀行	西日本シティ銀行
口座名義人	フクオカケンコウレイシャフクシセイカツキョウドウクミアイ
口座番号	普通 1761371

(4)事業者は、利用者から利用料の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

5 非常災害対策

当事業所では、非常災害その他の緊急の事態に備え、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画等を定め、年2回利用者及び職員の避難訓練を行います。

6 緊急時の対応方法

現にサービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、管理者に報告し、速やかに主治の医師又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、ご家族に連絡するものとします。

協力医療機関	医療機関名	聖ヨハネ病院
	電話	093-663-5100
	住所	北九州市八幡西区陣山1-4-28
協力医療機関	医療機関名	フクハラ歯科医院
	電話	093-642-8148
	住所	北九州市八幡西区熊手3-3-12-201
主治医	氏名	
	電話	
	住所	
緊急時連絡先 1	氏名	
	電話	
	住所	
緊急時連絡先 2	氏名	
	電話	
	住所	

7 事故発生時の対応方法

- (1) 事業の提供により事故が発生した場合は、北九州市、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- (2) 事業の提供により事故が発生した場合は、その事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- (3) 事業の提供により事故が発生した場合は、その原因を解明し、再発防止の対策を講じる。
- (4) 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

8 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) サービス利用の際は、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証を提示してください。
- (2) 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご使用下さい。これに反したご利用により破損などが生じたときは、弁償していただく場合があります。
- (3) 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- (4) 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- (5) 事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

9 緊急かつやむを得ない場合に身体拘束を行う際の手続き

- (1) 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わない。
- (2) 前項の規定による身体的拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行う。
- (3) 前2項の規定による身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間及びその際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

10 相談窓口、苦情対応

☆ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室	担当者 管理者 密本 静恵 TEL 093-663-0106 受付時間 9:00~18:00
--------	--

☆ 公的機関においても、次の機関において苦情申し出が出来ます。

福岡県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護サービス相談窓口	092-642-7859
八幡東区役所 保険福祉課 介護保険担当	093-671-6885
八幡西区役所 保険福祉課 介護保険担当	093-642-1446
小倉北区役所 保険福祉課 介護保険担当	093-582-3433(直通)
戸畑区役所 保健福祉課 介護保険担当	093-871-4527
小倉南区役所 保健福祉課 介護保険担当	093-951-4127
若松区役所 保健福祉課 介護保険担当	093-761-4046
門司区役所 保健福祉課 介護保険担当	093-331-1894
北九州市役所 保健福祉局 介護保険課	093-582-2771

11 サービス利用に関する留意事項

・利用者及び利用者の家族等の禁止行為

- ① 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使つての危害を及ぼす行為)
例)コップを投げつける・蹴る・唾を吐く等など
- ② 職員に対する精神的暴力(個人の尊厳や人格を傷つけ貶める行為)
例)怒鳴る・嫌がらせをする・理不尽なサービスを要求するなど
- ③ 職員に対するセクシャルハラスメント(意に沿わない性的な誘い掛けや嫌がらせ行為)
例)必要もなく手や腕を触る・抱きしめる・あからさまに性的な話をするなど

12 虐待の防止について

・事業所における利用者の人権の擁護・虐待防止のための対策

- ① 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底する
- ② 虐待の為の指針の整備
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者の配置

虐待防止に関する担当者	【管理者】密本 静恵
-------------	------------

13 感染症の対策について

・事業所における感染症の予防・蔓延防止のための施策

- ① 感染症予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底する

- ② 感染症防止の為の指針の整備
- ③ 感染症予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を実施
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者の配置

感染症防止に関する担当者	【管理者】 密本 静恵
--------------	-------------

14 災害時 業務継続のために

・災害時において業務を継続させるために実施する施策

- ① 業務継続計画(BCP)を作成し、当該計画に従い必要な措置を講じる
- ② 従業者に対し業務継続計画の内容を周知すると共に必要な研修・訓練を定期的実施する
- ③ 当該計画の見直しを定期的に行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う

15 損害賠償責任保険

保 険 会 社	法人の契約する保険会社
保 険 内 容	福祉事業者総合賠償責任保険

16 法人概要

名称・法人種別	福岡県高齢者福祉生活協同組合
代 表 者 名	花田 真人
所 在 地	福岡市博多区中洲 5-1-22 松月堂ビル 6F TEL 092-282-1431 FAX 092-282-1433

17 その他

- (1)職員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受けできません。
- (2)当事業所では、サービスの提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言などを受ける機会を設け、サービスの向上と透明性の確保に努めるため、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員等により構成される運営推進会議を設置しています。
- (3)短期利用居宅介護の利用に当たっては、小規模多機能型居宅介護の宿泊室に空床がある場合、登録定員に空きがあり、緊急やむを得ない場合等、一定の条件下において、登録者以外の短期利用が可能となります。